

当院は、入院時食事療養Ⅰの届け出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しております。

2026年6月1日現在

区 分		負担額（1食あたり）
一般（住民税課税世帯）※1		550円
70歳未満で住民税課税 70歳以上で低所得2 ※2	過去1年間の入院期間が90日以内	270円
	過去1年間の入院期間が90日超	220円
70歳以上で低所得1 ※3		130円

※1 指定難病者、小児慢性特定疾患は330円となります。

※2 低所得2：世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税である世帯の方

※3 低所得1：世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税で、所得が一定基準以下の方

《単独世帯の場合（年金収入のみ）》 年収約80万円以下

《2人世帯の場合（年金収入のみ）》 年収約160万円以下（各々年収80万円以下）